

# 待機児童対策の更なる推進（内閣府、厚生労働省）

- 1 都市部における賃借料補助金に要する財源措置
- 2 小規模保育事業所の建設費に対する補助制度の創設
- 3 地域型保育事業の連携促進に向けた制度の創設

## 【提案の背景・必要性】

### 1 都市部における賃借料補助金に要する財源措置

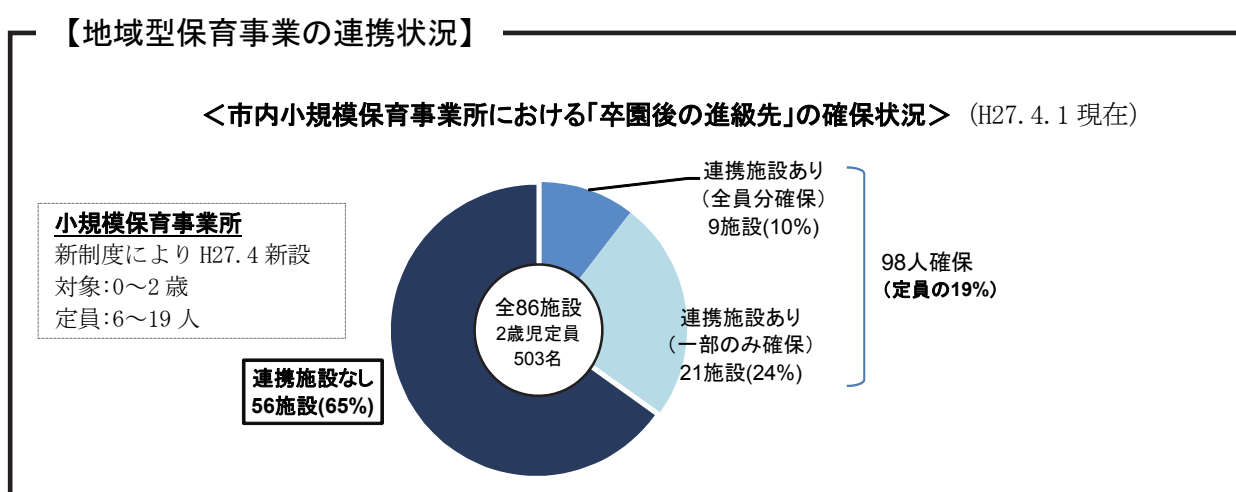
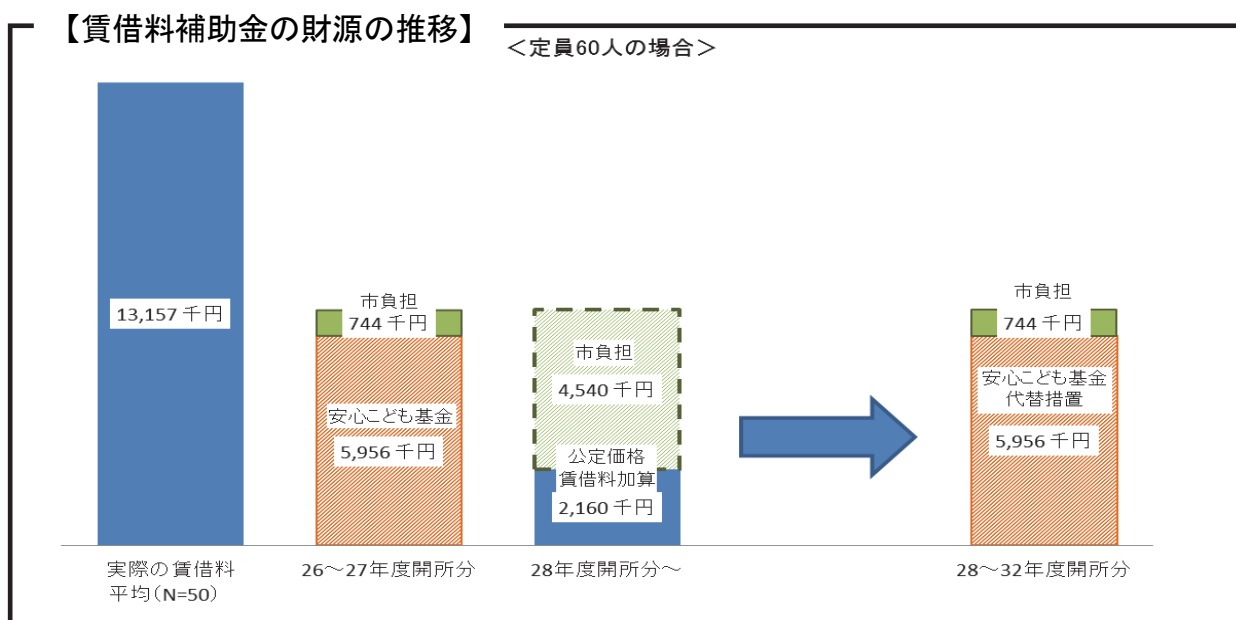
- ・本市は、待機児童対策を積極的に取り組んできていますが、保育所等の整備に適した市有地や法人所有地は既に不足しているため、現在は、保育ニーズの高い駅近くの土地・建物を運営事業者が賃借して、内装を保育所仕様に改装して整備する手法が主流となっています。本市では、こうした運営事業者へ独自で賃借料を補助しており、安心こども基金を活用することで、新規参入を促進することができました。
- ・「子ども・子育て支援新制度」では、公定価格のメニューの1つに賃借料加算が設定されています。しかし、この加算額は都市部における実勢価格を大きく下回っており、運営に係る費用を圧迫しており、市で独自加算により対応せざるを得ない状況ですが、今後も独自財源で継続していくことは困難です。
- ・本市では、平成27年度から31年度までの5か年を事業期間とする「横浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定・実施していますが、計画の整備目標達成に向けて運営事業者の新規参入を促していくためには、安心こども基金に代わる、国による財源措置が必要です。

### 2 小規模保育事業所の建設費に対する補助制度の創設

- ・待機児童の大半を占める低年齢児対策として、本市では、小規模保育事業を積極的に推進していますが、保育所に適した面積を有していないものの、小規模事業に利用可能な広さの土地はまだ確保できる状況です。したがって、こうした土地を有効活用するために、小規模保育事業所の建設費補助を創設することが必要です。

### 3 地域型保育事業の連携促進に向けた制度の創設

- 本市では、0歳から2歳までを対象とした地域型保育事業を拡充する中で、連携施設を設定することを事業者に求めています。連携状況は非常に厳しいものとなっています。連携先である保育所、認定こども園、幼稚園において、卒園後の進級先確保やきめ細かな保育内容の支援・代替保育等を行うためには人員が必要であり、本市では独自に人件費相当分について助成を行っています。より効果的に取組を進めるためには、市町村のあつせん方法や助成等を含めた、地域型保育事業の連携を促進するための、総合的な制度の創設が必要です。



提案の担当／こども青少年局子育て支援部保育対策課担当課長	岡本 今日子	TEL 045-671-4221
こども青少年局子育て支援部こども施設整備課長	松本 貴行	TEL 045-671-2376
こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課給付・支給認定担当課長	青木 正博	TEL 045-671-4463